

淡路広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成9年2月24日

条例第3号

改正 令和2年2月20日 条例第3号

令和5年2月17日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、淡路広域水道企業団職員（以下「職員」という。）の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、淡路広域水道企業団会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和2年淡路広域水道企業団条例第2号）第3条に規定する給料）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職期間中、いかなる給与も支給されない。

(規則への委任)

第5条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月20日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 17 日 条例第 2 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（後略）